

堺建防第 1068 号
令和 8 年 9 月 4 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺 市 建 築 都 市 局
開 発 調 整 部 長

空き家・空き地に関する専用通報ダイヤルの開設について（周知）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

本市では、近隣の空き家・空き地に関する管理不全問題に対する所有者等への指導をより迅速かつ効果的に行うため、令和 8 年 7 月 1 日から民間事業者への委託により通報専用ダイヤルを開設しました。

周辺の生活環境へ悪影響を及ぼすおそれのある堺市内の管理不全な建物や土地についてお困りのことがありましたら、別紙のとおり通報専用ダイヤルをご案内いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（問合せ先）堺市 建築都市局 開発調整部 （担当 松村）
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL（072）228－7482（直通）
FAX（072）228－7854

「空き家・空き地に関する通報専用ダイヤル」について（周知）

近隣の空き家や空き地に関する管理不全問題について、令和8年7月1日から民間事業者への委託により通報専用ダイヤルを開設しました。

【管理不全な状態とは】

- 老朽化などで保安上危険
 - ・瓦が飛散しており落下の危険がある
 - ・外壁が崩落する危険がある
- 草木が生い茂り不衛生
 - ・背丈ほどの雑草が生い茂っている



【通報受付対象】

周辺の生活環境へ悪影響を及ぼす堺市内の管理不全な空き家や空き地
※必要な調査の結果、その状態により所有者等に助言・指導等を行い、改善を促します。

【受付時間】

月曜日から金曜日（土・日曜日、祝休日を除く）
9時から12時、12時45分から17時30分

【通報専用ダイヤル】

072-228-7433

堺市ホームページにも掲載しています。



(URL) <https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/akiya.html>